

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第97号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年9月1日（水） 12時45分ごろ	
発生場所	宮城県塩釜市塩釜漁港の北北東方沖 塩釜漁港東防波堤灯台から真方位022.5° 2,600m付近 （概位 北緯38° 20.8′ 東経141° 03.8′）	
事故等調査の経過	平成22年10月18日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	水上オートバイ ドルフィン、0.1トン	
船舶番号、船舶所有者等	210-50533宮城、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	冷却海水管の破損、機関の濡損	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、塩釜漁港北北東方沖を遊走中、平成22年9月1日12時45分ごろ、機関室内への浸水により、機関が冠水して停止し、再始動できなくなって運航不能となった。</p> <p>本船は、近くを航行していた遊覧船に発見され、12時50分ごろ船長が救助され、遊覧船の船長から連絡を受けて来援した巡視艇により、浜田漁港にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>本船は、本インシデント後、修理業者による点検が行われ、機関室内のゴム製冷却海水管が破損し、機関の冷却海水入口連結部が腐食して排気マニホールド取付けボルトが脱落したことから、機関との間に隙間ができていた。</p> <p>本船は、機関室内のゴム製冷却海水管を10年以上使用していた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していたが、携帯電話を所持していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、塩釜漁港の北北東方沖を遊走中、経年使用により機関室内のゴム製冷却海水管が劣化して破損したことから、機関室への浸水によって機関が冠水して停止し、再始動できなくなって運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、塩釜漁港の北北東方沖を遊走中、経年使用により機関室内のゴム製冷却海水管が劣化して破損したため、機関室への浸水によって機関が冠水して停止し、再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>	

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出港前に船体及び機関の点検を行う。・ 防水型の携帯電話を携行する。
----	---